

○ 農業における労働者の雇入れ時教育

- 令和6年4月から農業を含む多数の業種で、「労働安全衛生法」に基づく「**雇入れ時教育**」の**義務が拡大**された。
- 同法に基づき、1日でも人を雇えば事業者（雇用主）は、教育を行う義務がある。

〔雇入れ時教育の項目〕

- 1 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱い方法
- 2 安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能・取扱い方法
- 3 作業手順
- 4 作業開始時の点検
- 5 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防
- 6 整理、整頓及び清潔の保持
- 7 事故時等における応急措置・退避
- 8 その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

1～4は以前は農業では省略可



令和6年4月1日から省略規定が廃止され、義務化

5～8は以前でも義務あり

※ただし、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

○ 農業における労働者の雇入れ時教育（続き）

- 農林水産省ではこの雇入れ時教育に用いるためのパンフレットを作成し、HPで公開。
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html
- 労働者本人に渡すためのもの（8ページ）と、事業者が教育を行うのに参考とするためのもの（17ページ）がある。

労働者向けパンフの例



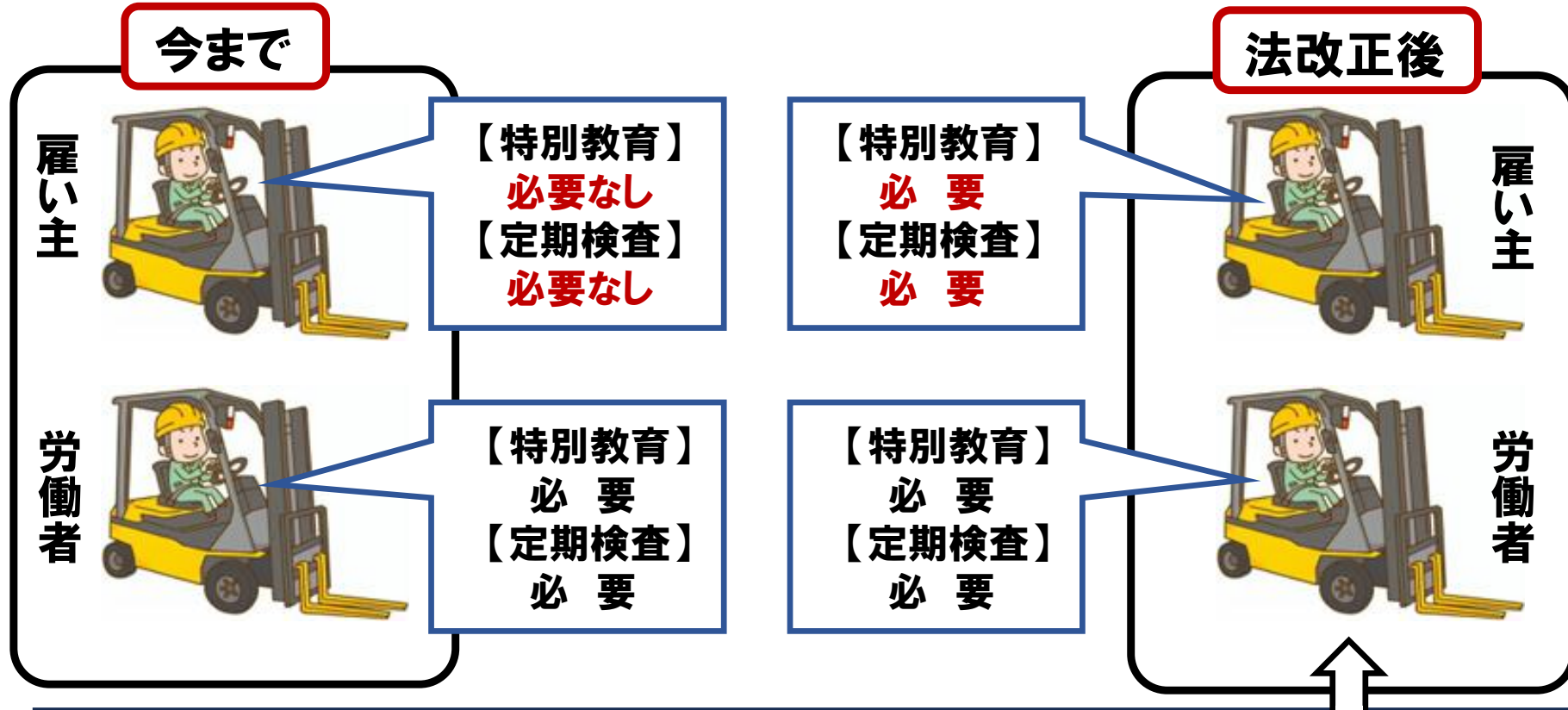
事業者向けパンフの例



○ 労働安全衛生法の適用拡大

- 令和7年5月に法律改正が行われ、労働者のみならず、同じ場所で働く「**作業従事役員等**※」にも**法が適用**されることとなった。

例えば1t未満のフォークリフトを農業現場で使う場合(令和9年4月以降)



ただし、雇い主と労働者が同じ場所で働く場合に限る(雇い主への義務は、労働者がフォークリフトを使わない場合でも生ずる)。個人農家が家族のみで働く場合には、今までどおり教育・検査は必要ない。

※作業従事役員等とは、正確には雇い主のみならず、労働者と同じ場所で働く業務請負者などを含む。
※※このほか、休業4日以上事故について、今までは労働者の事故のみであった報告義務が、雇い主を含む作業従事者全体に広がるなどの改正が行われた。

2 農業における労働安全衛生に関する規範・指針 テキストページ P.24～P.26

1) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範

- 令和2年度に農林水産省が新たに策定
- 全産業対象の「共通規範」と農業・林業・木材産業・漁業・食品産業の5業種毎の「個別規範」が存在
- 例えば農業の個別規範では「安全に配慮した服装や保護具等を着用する」「暑熱環境下では水分や塩分を摂取する」等基本的な事項を整理
- これらを実施しているかのチェックシートを用意
- さらに詳細な「解説書」を整理

図2-2-1「個別規範：農業」

事業者向けチェックシートの抜粋

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）
事業者向け チェックシート

事業者名			
品目 (○を付ける。複数選択可)	米 / 畑作 / 露地野菜 / 施設園芸 / 果樹 / 酪農 / 肉用牛 / 豚 / 鶏 / その他 ()		
記入者 氏名			
雇用労働者の有無	有 / 無		
記入日	令和	年	月 日

現在の取組状況をご記入下さい。
※GAPに取り組まれている方へ：2-③～⑥以外は、GAPの取組としても行われるべき事項です。本チェックシートを通して、これらの取組が実施できているか、改めてご確認ください。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる。	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-(1)-⑤	家族の話し合い、職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の遵守	
	関係法令や職場内の安全ルールを遵守する。 (法令による義務の例) ・トラクターで公道を走行するときは、作業機を含めた車輻等の条	

2 農業における労働安全衛生に関する規範・指針

テキストページ
P.27～P.28

2) 農作業安全のための指針

- 平成14年に農林水産省が策定、平成30年に改訂
- 農作業安全を進めるにあたり最も基本的・全般的な事項を列挙しており、最初に安全を考えるときに参照
- 「都道府県・地域段階で留意すべき事項」と「農業者等が留意すべき事項」があり後者が主体
- 「乗用型機械」「携帯式機械」など毎に作成
- 「個別農業機械別留意事項」というさらに詳細な参考資料も作成

図2-2-2安全指針本文は共通的事項主体



図2-2-3参考資料で個別機械別も整理

刈払機作業の前には異物除去



4 農用車両に関する法令について

1) 主要な法令（道路運送車両法と道路交通法）

- **道路運送車両法**で「農耕作業用特殊自動車」を規定。同法に基づく大臣告示で「前照灯が必要」など具体的基準を規定。
- 市町村発行のナンバープレートをつけている農機でも同法の基準を満たさず公道走行不可のものがあることに注意。
- **道路交通法**も当然ながら農機にも適用。大型特殊免許には「農耕車限定」という農業者に配慮した仕組みあり。
- その他、道路に関する「道路法」「土地改良法」、保険に関する「自動車損害賠償保障法」などもあり。



4 農用車両に関する法令について

2) 大型特殊自動車と小型特殊自動車（車両法と道交法）

- 道路運送車両法、道路交通法どちらも用いる「**大型特殊自動車**」「**小型特殊自動車**」の用語だが、**両法で定義が異なる**ので注意。
- 道路交通法上、普通免許で運転できる「小型特殊」は、長さ・幅・高さの制限があり最高速度が15km/h以下。
- 一方、道路運送車両法上は最高速度が35km/h未満であれば、どんなに大きくても「小型特殊」。※ただし道路走行できる全車両共通の大きさ制限はあり。
- トラクター本体が小型特殊免許で運転できても、装着作業機が幅1.7mを超えていれば大型特殊免許が必要。

表 2-4-1 農業機械の法令による区分（平成9年1月以降）

道 路 交 通 法	長さ/幅/高さ	4.7/1.7/2.0m以下※1	制限なし
	最高速度	15km/h以下	制限なし
	エンジン排気量	制限なし※2	
	(運転免許)	小型特殊自動車免許※3 (普通免許で可)	大型特殊自動車免許※3
道 路 運 送 車 両 法	(車両の種類)	小型特殊自動車	大型特殊自動車
	長さ/幅/高さ	制限なし	
	最高速度	35km/h未満	35km/h以上
	エンジン排気量	制限なし	
	車検	不要	必要
	自賠責保険	不要	必要
	地方税	軽自動車税	固定資産税

※1 高さはキャビン・フレーム部分のみは2.8m以下

※2 道交法の排気量制限は平成16年7月に廃止された

※3 「小特免許」「大特免許」と略して呼ばれることが多い

200馬力、最高速度34km/hのトラクター

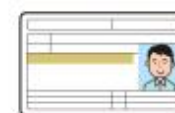


車両法上は小型特殊



← 小型ナンバープレート

道交法上は大型特殊



← 大型特殊免許

※4 この2本の縦線の間が、道交法上「大型特殊」だが車両法上「小型特殊」となる部分

4 農用車両に関する法令について

3) トラクターに作業機を装着・けん引しての道路走行

(1) 作業機を直接装着の場合

【灯火類】トラクターの灯火から作業機が40cm以上はみ出す場合、反射器と制限標識を設置。灯火が作業機に隠れる場合は灯火を新設。

【安定性】左右の最大安定傾斜角度が30度または35度以下の場合、15 km/h以下の走行とし、その旨表示をする。

【全 幅】作業機の幅が2.5mを超える場合、①行政に道路の通行許可を受ける ②作業機の両外側に赤白ゼブラの板を設置 ③全幅の数字を表示し制限標識を設置 ④原則として作業機の両外側前後に灯火を設置。

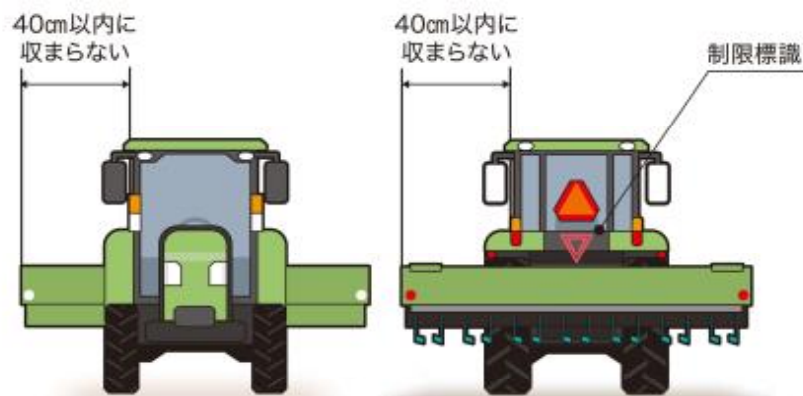


図2-4-3 本体の灯火から作業機外側が40cm以上はみ出す場合

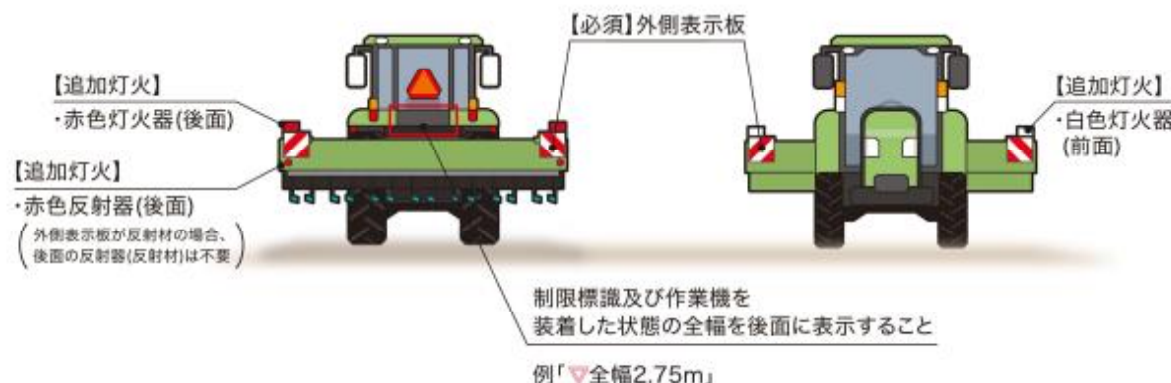


図2-4-5 幅が2.5mを超える場合はゼブラマークと制限標識・全幅の表示

4 農用車両に関する法令について

3) トラクターに作業機を装着・けん引しての道路走行

(2) トレーラー・作業機をけん引の場合

【灯火類】 トレーラーには原則として各灯火器類を装備（例外あり）。

【安定性】 作業機直接装着の場合と同様の措置。

【ブレーキ】 トレーラーには原則としてブレーキを装備。ただし「安定性」と同様の措置をすればなしでも可。

【全長・全幅】 トレーラーの幅が2.5mを超える・トラクターを合わせた長さが12mを超える場合、作業機幅が2.5mを超える場合と同様の措置。

【運転免許】 積載物込み750kg超となる場合、原則としてけん引免許必要。

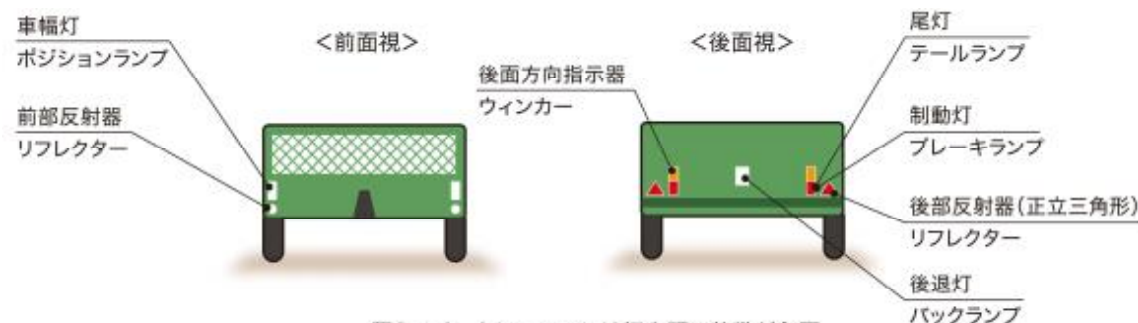


図2-4-6 トレーラーには灯火類の装備が必要



図2-4-7 傾斜角一定以下、ブレーキ未装備トレーラーに必要な表示

4 農用車両に関する法令について

4) トラクターのシートベルト装着

- トラクター死亡事故の最大要因である転落・転倒の際、乗員を守るための安全キャブ・フレームは、シートベルトを装着して初めて十分な効果を発揮。
- 交通事故の統計では、シートベルトをしていないと**死亡率約8倍**。



シートベルトをしていれば転倒時に安全域にとどまれる確率が高い

表 2-4-2 農耕作業用特殊車の交通事故 (2015～2019 累計)

	死亡者	重傷者	軽傷者	合 計
シートベルト 着用	3 (3.2%)	10 (10.8%)	80 (86.0%)	93 (100%)
非着用	148 (24.5%)	175 (29.0%)	281 (46.5%)	604 (100%)
不明	5 (10.2%)	24 (49.0%)	20 (40.8%)	49 (100%)
合 計	156 (20.9%)	209 (28.0%)	381 (51.0%)	746 (100%)

資料：(公財)交通事故総合分析センターのデータを日本農業機械化協会が集計

シートベルト着用時の死亡率3.2%に対し
非着用時の死亡率24.5%と約8倍

4 農用車両に関する法令について

5) トラクターのシートベルト、道路上での義務化

- このように、シートベルトの効果が明確になったこともあり、**道路上では装着が義務化**（関係規則の改正※）された。令和9年1月1日から。
- 締めていないと、道交法違反で、取締り対象となる。ただし実際の義務は、上記の日以降製造のトラクターに乗っているとき。
- **義務のあるなしに関わらず、締める**よう指導・推奨を。



違反は反則点1点



義務のあるトラクターには
車体外部にこの表示

※道路運送車両法に基づく
「道路運送車両の保安基準」
という省令が改正された。

5 事故時の保険制度

1) 労働災害補償保険（労災保険）特別加入：労働者以外

- 本来、労働者(被雇用者)のための制度で、農業でも5人以上雇用があれば労働者は加入の義務（義務は雇用主が負う）
- 農業は家族経営も多く、経営者及び家族は原則対象外だが、農業労働の実情からみて**労働者に準じて扱うべき**とも考えられ、「**特別加入**」の制度がある
- 農業者の加入割合は8%程度にとどまっているが、一定以上の障害には年金支給など民間にはない有利な点があり、加入促進の必要性
- 特別加入は3種類の制度

○特別加入の種類

(1) 特定農作業従事者

年間販売額300万円以上等の一定以上の規模で、
①動力駆動機械を使用、②高所作業、③農薬散布などの作業をする人

(2) 指定農業機械従事者

①農業用トラクター、②自走式田植機、③コンバインその他の収穫機などの機械を使用する人

(3) 中小事業主等

常時300人以下の労働者を使用する事業主およびその家族など

○補償の内容

(1) 休業4日以上ケガ

自ら設定した日当額に応じた日額の支払いに加え治療費は全額補償

(2) 障害が残った場合

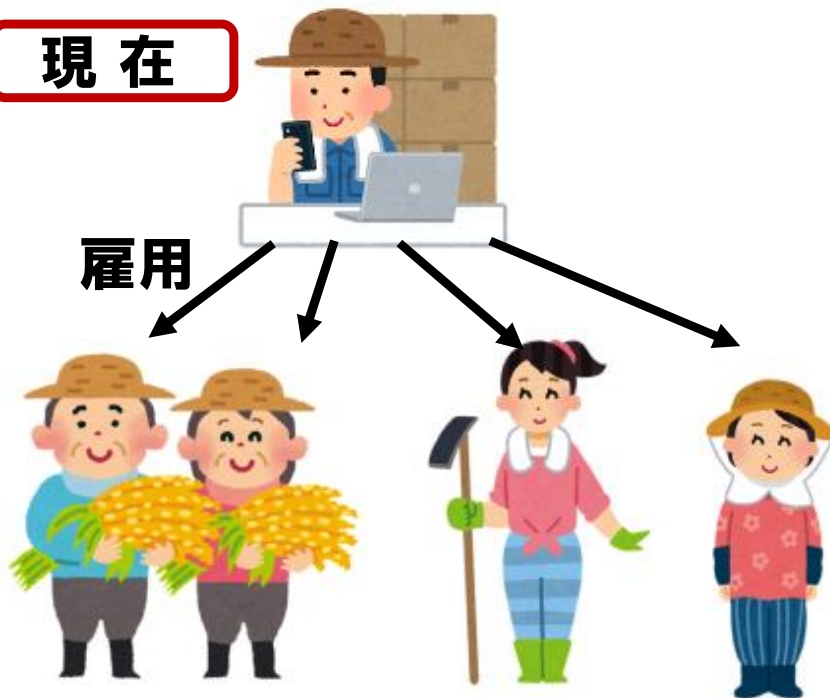
障害の程度に応じて年金または一時金の支払い

5 事故時の保険制度

2) 労災保険の制度改革：労働者本人

- 労災保険は、ほとんどの産業では1人でも人を雇えば、その労働者に対し強制加入となるが、農業は過去からの慣習で雇用にあたるかどうか分かり難い働き方があるなどの理由により、4人までは任意加入（「暫定任意適用」という）とされていた。
- これに対し、セーフティネット拡充との観点から、この特別扱いを廃止し、**他産業なみに全て強制**とする法律改正がなされた（令和8年7月）。
- 実際の義務化の日は、法律で「5年以内」とされており、今後検討を経て決められる。

現在



4人までなら、加入は任意

改正後



遅くとも、
令和13年
までにこの
ようになる。

1人でも、強制加入